

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和44年岩手県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(校長の専決事項) 第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 行政文書の開示の決定に関する事 (5) [略]	(校長の専決事項) 第4条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 行政文書の開示の決定及び <u>歴史公文書の利用の決定</u> に関する事 (5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。